

違法伐採対策とグリーン購入法による対応について

平成17年7月に英国で開催されたG8サミットの結果、日本政府は、「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的考え方に基づき、政府調達の対象を合法性、持続可能性が証明された木材・木材製品とする措置を導入することとした。

これらを踏まえて、森林所有者の協同組織である静岡県森林組合連合会は、違法伐採対策に関する自主的行動規範を制定し、ここに公表する。

1. 違法伐採対策に関する自主的行動規範
1. 合法性・持続可能性の証明に係る会員認定実施要領
1. 分別管理及び書類管理方針書
1. 認定会員一覧

静岡県森林組合連合会

制定 平成18年8月3日

平成17年7月に英国で開催されたG8サミットの結果、日本政府は、「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的考え方に基づき、政府調達の対象を合法性、持続可能性が証明された木材・木材製品とする措置を導入することとした。

これらを踏まえて、静岡県における森林所有者の協同組織の中央団体である静岡県森林組合連合会は、違法伐採対策に関する自主的行動規範を制定し、ここに公表する。

（違法伐採に対する反対表明）

1. 当連合会は、わが国の林業を守り、森林の持続的経営の推進と、森林の持つ多面的機能の高度発揮を図るために、海外及び国内の森林の違法な伐採に反対を表明する。

（合法性等の証明された国産材製品の普及の促進）

2. 当連合会は、わが国の気候風土に適合している国産材製品について、合法性、持続可能性の証明されたものの供給とその普及の推進に努める。

(合法性の証明のための会員の認定)

3. 当連合会は、林野庁が策定、公表した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に示された森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て行う証明方法に即して、「合法性、持続可能性の証明に係る会員認定実施要領」を別途定め、当連合会の会員及び事業体の認定を行い、合法性、持続可能性を有する国産材の供給の促進に努める。

(他の団体との連携)

4. 当連合会は、違法伐採対策の推進に当って、他の林業関係団体、国産材のユーザー等との連携を図るものとする。

(情報の公開)

5. 当連合会は、本行動規範に基づく取組状況の概要を公表する。

以上

合法性・持続可能性の証明に係る会員認定実施要領

静岡県森林組合連合会
平成18年8月3日制定

第一 目的

本実施要領は、当連合会が平成18年8月3日に制定した「違法伐採対策に関する自主的行動規範」（以下「行動規範」という。）で規定する「合法性・持続可能性の証明に係る会員認定実施要領」（以下「実施要領」という。）の内容をさだめるものである。

第二 本実施要領に基づく認定の対象

林野庁が平成18年2月15日に公表した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に示された森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法により、木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明を行おうとする組合等（以下「認定組合」という。）は、本実施要領に基づく認定を受けなければならない。

第三 事業者認定申請書の提出と審査

本実施要領に基づく認定を受けようとする組合等は、別記1で定める「会員認定申請書」を当連合会へ提出しなければならない。

第四 審査及びその結果の通知

- 1 当連合会は、本実施要領に基づく事業者の認定のため審査委員会を設け、その可否を決定するものとする。
- 2 審査委員会の運営に関する事項は、別途定めることとする。
- 3 当連合会は審査結果を申請者に通知するものとする。

第五 事業者の認定要件

認定組合は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

（分別管理）

- ① 合法性又は合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品（以下「証明材」という。）とそれ以外の木材・木材製品（以下「非証明材」という）を分別して保管することが可能な場所を有していること。但し分別・保管場所を有していない組合においても、必要なつど保管場所を確保すること

が可能な場合には、要件を満たしたものとする。

- ② 入出荷、加工、保管の各段階において証明材と非証明材とが混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

(帳票管理)

- ③ 証明材の入出荷、在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。
- ④ 関係書類（証明書を含む）を5年間保存すること。

(責任者の選任)

- ⑤ 本取組の責任者が1名以上選任されていること。

第六 事業者認定書の交付及び公表

1. 当連合会は認定組合に対して、別記2で定める「事業認定書」を交付するとともに、認定組合として登録し、その名称、代表者名、住所、団体認定番号、認定年月日を公表するものとする。
2. 事業者認定書の有効期間は認定の日から3年とする。

第七 証明書の発行

1. 認定組合は、証明材の出荷に当って、証明書を作成し出荷先へ引き渡すものとする。
2. 証明書の様式は、別記3で定める「合法性・持続可能性証明書」、又は既存の納品書等に別記3と同等の事項を追加記載することで証明書に代えることができるものとする。

第八 取扱実績報告及び公表

1. 認定組合は別記4に定める「合法性・持続可能性の証明された木材・木製品の取扱実績報告」により、証明材の取扱等にかかる前年度分の実績を毎年6月末までに、当連合会へ報告する。
2. 当連合会は、認定組合からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。

第九 立ち入り検査

当連合会は、必要に応じて、認定組合による証明材の取扱いが適正であるか否かを検査することができるものとし、認定組合は、当連合会から検査を行う旨通知を受けた場合は必要な情報を提供するなど当連合会に協力しなければならない。

第十 認定組合の取り消し

1. 当連合会は、認定組合が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消

すことができるものとする。

① 証明書の記載に虚偽があったとき。

② 認定組合から認定取消申請があったとき

2. 当連合会は、認定を取り消したときは、別記5で定める「認定取消通知書」を当該認定組合に送付するものとする。

附則 この実施要領は、平成18年8月3日から施行する。

分別管理及び書類管理方針書

静岡県森林組合連合会
平成18年8月3日作成

本方針書は、全国森林組合連合会が作成した「違法伐採対策に関する自主的行動規範（平成18年3月8日）」を受け、合法性、持続可能性の証明された木材・木材製品（以下「証明材」という。）の供給に当って必要となる分別管理及び書類管理の方針を定めたものである。

（適用範囲）

本方針書は、当連合会において、原木及び当該原木を原料として製造する製材品の取扱に当って適用する。

（分別管理責任者）

- ・ 分別管理を適切に行なうため、天竜営業所長（平野 均）、静岡営業所長（小田岩保）、富士木材センター所長（滝本清仁）を分別管理責任者として定める。
- ・ 分別管理責任者は、証明材の適切な分別管理及びその実施状況の点検を責任をもって行なうものとする。

（分別管理の実施）

- ・ 原木の入荷に当っては、証明書等により証明材であるか非証明材であるかを確認する。
- ・ 原木の保管に当っては、証明材と非証明材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・ 製材加工に当っては、証明材と非証明材が混在しないように加工する。
- ・ 製材品の出荷に当っては、証明材であることを確認の上、証明書を添付する。
- ・ 製材品の保管に当っては、証明材を原料として製造した製材品と、非証明材を原料として製造した製材品が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

（証明書の発行）

- ・ 合法性が認められた原木については、証明書を発行する。

(書類管理)

- ・ 分別管理責任者は、証明材及び非証明材に係る原木消費量及び製品生産量を実績報告として取りまとめる。
- ・ 証明材の入出荷、在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・ 証明書及び納品書、管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。

合法性・持続可能性の証明にかかる認定会員一覧

認 定 番 号	認 定 会 員	所 在 地	認 定 日
静森合認 1号	伊 豆 森 林 組 合	下田市河内399	平成18年10月30日
静森合認 2号	田 方 森 林 組 合	伊豆市八幡761-1	平成18年10月30日
静森合認 3号	愛 鷹 山 森 林 組 合	沼津市大岡3634-1	平成18年10月30日
静森合認 4号	裾 野 市 森 林 組 合	裾野市佐野822-1	平成18年10月30日
静森合認 5号	御殿場市森林組合	御殿場市荻原483	平成18年10月30日
静森合認 6号	富 士 市 森 林 組 合	富士市大渕6979-5	平成18年10月30日
静森合認 7号	富 士 森 林 組 合	富士宮市東町21-9	平成18年10月30日
静森合認 8号	清 水 森 林 組 合	静岡市清水区和田島689-1	平成18年10月30日
静森合認 9号	静 岡 市 森 林 組 合	静岡市葵区千代538-11	平成18年10月30日
静森合認10号	井 川 森 林 組 合	静岡市葵区井川544-7	平成18年10月30日
静森合認11号	森林組合おおいがわ	榛原郡川根町家山359-1	平成18年10月30日
静森合認12号	掛 川 市 森 林 組 合	掛川市丹間48	平成18年10月30日
静森合認13号	森 町 森 林 組 合	周智郡森町三倉826-2	平成18年10月30日
静森合認14号	春 野 森 林 組 合	浜松市春野町宮川1481	平成18年10月30日
静森合認15号	水 窪 町 森 林 組 合	浜松市水窪町地頭方248-1	平成18年10月30日
静森合認16号	佐 久 間 森 林 組 合	浜松市佐久間町半場10-1	平成18年10月30日
静森合認17号	龍 山 森 林 組 合	浜松市龍山町戸倉233-3	平成18年10月30日
静森合認18号	天 竜 森 林 組 合	浜松市船明1951-1	平成18年10月30日
静森合認19号	引 佐 町 森 林 組 合	浜松市引佐町井伊谷2340-1	平成18年10月30日
静森合認20号	戸 田 森 林 組 合	沼津市戸田3951	平成20年3月13日
静森合認21号	(協) 静岡乾燥木材加工センター	志太郡岡部町岡部2006-1	平成20年3月13日

認定期間 平成18年10月30日～平成21年10月29日